

2019年5月15日

各位

会社名 野村アセットマネジメント株式会社
(管理会社コード 13064)
代表者名 CEO 兼代表取締役社長 中川 順子
問い合わせ先 商品企画部長 増田 真一
TEL(03)3241-9511

「上海株式指数・上証50連動型上場投資信託」の
名称および投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、下記の通り、対象ETFの名称および投資信託約款（以下「約款」といいます。）を変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

[対象ETF（括弧内は銘柄コード）]

上海株式指数・上証50連動型上場投資信託（1309）

[変更の内容および理由]

(1) 名称の変更

○内容

当ETFの名称をNEXT FUNDS ChinaAMC・中国株式・上証50連動型上場投信に変更いたします。

○理由

当社は、中国への投資機会を拡大するため「日中ETFコネクティビティ」※に参加することを決定し、商品やサービスの提供について、中国有数の運用会社であるChina Asset Management Co., Ltd.（以下、「同社」といいます。）と協力することを合意いたしました。その合意に基づき、資産や流動性の点から同社の代表的なETFである「ChinaAMC China 50 ETF」への当ETFの実質的な投資比率を、通常の状態においては、高位を維持することを基本といたします。

上記を受けて、投資方針に則した名称とするために当ETFの名称を変更することといたします。

※「日中ETFコネクティビティ」は、日中両国投資家のそれぞれの証券市場への投資機会を拡大するため、株式会社日本取引所グループと上海証券取引所の両社合意に基づいて構築された、両取引所のETF市場を双方のETFを介して相互に結び付けるスキームです。

(2) 約款の変更

①運用の基本方針に定める投資信託証券の変更

○内容

野村ChinaAMC China 50 ETF マザーファンドを当ETFの指定投資信託証券として追加いたします。

○理由

「ChinaAMC China 50 ETF」に効率的に投資することが可能になることや、対象株価指数（上証 50 指数）への連動性が高まることが期待されます。

②対象株価指数を円換算する際に用いる為替レートの変更

○内容

原則として、「人民元ベースである対象株価指数と同日付の人民元・米ドル為替レート（中国人民銀行の発表する仲値）」と「米ドル・日本円為替レート（日本銀行が 17 時公表する為替レートの仲値）」を用いていましたが、「人民元ベースである対象株価指数の算出対象日の翌営業日の対顧客電信売買相場の仲値」を用いることにいたします。

○理由

上記(1)および(2)①の変更に伴って、連動対象として適した為替レートにするためです。

③追加設定および一部解約に係る申込口数の変更

○内容

追加設定および一部解約に係る申込口数を、「1 万口以上」から「300 口以上」に、それぞれ変更します。

○理由

運用状況および投資家の利便性等を勘案したものです。

また、上記の変更の他、当 ETF 運営上の所要の変更、文言の整備を行いません。詳細は、次頁以降の「新旧対照表」をご参照ください。

[約款変更と書面決議の手続き等]

当該変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行いません。

[変更の日程]

2019 年 5 月 27 日	内閣総理大臣への約款変更の届出日
2019 年 5 月 28 日	約款変更日

[当該約款変更に係る新旧対照表]

下線部_____は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p><ファンド名> <u>NEXT FUNDS ChinaAMC・中国株式・上証50連動型上場投信</u></p> <p>(信託の目的および金額) 第2条 委託者は、<u>金55億5,664万円</u>を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</p> <p>② <u>この信託は、人民元ベースである上証50指数を対象株価指数（以下この約款において「対象株価指数」といいます。）とし、信託契約締結時の受益権の価額は、1口につき69,458円とします。</u></p> <p>③ <u>人民元ベースである対象株価指数の日本円換算は、別に定める為替レートを用いて算出します。</u></p> <p>(付表)</p> <p>1. <u>約款第2条第3項の別に定める為替レートは、原則として、「対象株価指数の算出対象日の翌営業日の対顧客電信売買相場の仲値」とします。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>2. ~3. <略></p> <p>4. <u>約款第12条第1項の別に定める一定口数は、「300口」とします。</u></p> <p>5. ~7. <略></p> <p>8. <u>約款第25条第1項および別に定める運用の基本方針の別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。</u> (1) <u>対象株価指数への連動を目指すもの</u> 外国投資信託 ニュー・ノムラ・チャイナ・イ</p>	<p><ファンド名> <u>上海株式指数・上証50連動型上場投資信託</u></p> <p>(信託の目的および金額) 第2条 委託者は、<u>人民元ベースである上証50指数を対象株価指数（以下この約款において「対象株価指数」といいます。）とし、信託契約締結日の前営業日と同日付の対象株価指数を次項にしたがい日本円換算した指数に100.6%の率を乗じて得た額（小数点以下は切り上げます。）の8万倍の金額を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。</u></p> <p><新設></p> <p>② <u>人民元ベースである対象株価指数の日本円換算は、別に定める為替レートを用いて算出します。</u></p> <p>(付表)</p> <p>1. <u>約款第2条第2項の別に定める為替レートは、次の方法によるものとします。</u></p> <p>(1) <u>「人民元・米ドル為替レート」は、原則として、対象株価指数と同日付の、中国人民銀行の発表する仲値の為替レートを用います。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。</u></p> <p>(2) <u>「米ドル・日本円為替レート」は、原則として、対象株価指数と同日付の、日本銀行が17時（午後5時）時点のスポット・レートとして公表する為替レートの仲値を用います。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。</u></p> <p>2. ~3. <同左></p> <p>4. <u>約款第12条第1項の別に定める一定口数は、「1万口」とします。</u></p> <p>5. ~7. <同左></p> <p>8. <u>約款第25条第1項および別に定める運用の基本方針の別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。</u> (1) <u>対象株価指数への連動を目指すもの</u> 外国投資信託 ニュー・ノムラ・チャイナ・イ</p>

<p>ンベストメント・ファンドーチャイナAシェアーズ・インデックス・ファンド 親投資信託 野村上証 50 指数マザーファンド <u>親投資信託 野村 ChinaAMC China 50 ETF</u> <u>マザーファンド</u></p> <p>(2) <略> 9. <略> 10. 約款第 49 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>300</u>口」とします。 11. ~12. <略></p>	<p>ンベストメント・ファンドーチャイナAシェアーズ・インデックス・ファンド 親投資信託 野村上証 50 指数マザーファンド <新設></p> <p>(2) <同左> 9. <同左> 10. 約款第 49 条第 1 項の別に定める一定口数は、「<u>1万</u>口」とします。 11. ~12. <同左></p>
--	--

以 上